

令和7年5月14日
新宿区障害者福祉課

令和6年度 指定障害福祉サービス事業者等運営指導 実施状況

- 1 実施事業所（事業者）数
31事業所（30事業者）

- 2 実施事業数
62事業

事業種別	実施数（※）
居宅介護	9
重度訪問介護	4
同行援護	4
行動援護	1
移動支援	9
計画相談支援	3
共同生活援助	2
短期入所	2
放課後等デイサービス	7
児童発達支援	6
生活介護	2
就労移行支援	5
就労継続支援B型	4
就労定着支援	3
自立訓練（生活訓練）	1
合計	62

※ 1事業所において複数の事業を運営している場合を含みます。

- 3 指導事項
(1) 文書指摘事項を通知した事業所数
24事業所
(2) 文書指摘を行った件数
57件

※ 1事業所において複数の事業を運営している場合において、複数の事業で同一の指摘をしたときは1件としています。

(3) 文書指摘事項の内容

指摘事項	件数
利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備等を行うこと。	1 1
感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないための措置を講じること。	9
業務管理体制を整備し、当該業務管理体制に関する事項を届け出ること。(変更の届出も含む。)	7
区規則第 82 号に定める事項に変更があったときは、速やかにその旨を新宿区長に届け出ること。	4
安全計画を策定すること。	3
身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じること。	2
虐待の発生及び再発を防止するための措置を講じること。	2
サービス提供時モニタリング加算について適正に算定すること。	2
継続サービス利用支援費について適正に算定すること。	2
欠席時対応加算について適正に算定すること。	2
業務継続計画を策定し、必要な措置を講じること。	1
運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	1
支援法施行規則に定める事項に変更が生じたときは、その旨を東京都知事に届け出ること。	1
身体拘束廃止未実施減算について、所定単位数を減算していないので是正すること。	1
業務継続計画未策定減算について、所定単位数を減算していないので是正すること。	1
虐待防止措置未実施減算について、所定単位数を減算していないので是正すること。	1
送迎加算について適正に算定すること。	1
介護給付費について適正に算定すること。	1
就労支援関係研修修了加算について適正に算定すること。	1
職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算について適正に算定すること。	1
利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族から同意を得ること。	1
消防訓練を適切に行うこと。	1

従業員の資質向上のための研修の機会を確保すること。	1
合計	5 7

(4) 改善状況（令和 7 年 5 月 1 4 日現在）

	改善済	改善中	合計
事業所数	3 0	1	3 1